

平成27年12月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 三森 仁 (45期)

平成27年12月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

今回は「遺産分割事件を適正かつ迅速に解決するための取組について」について、東京家庭裁判所家事5部小田正二裁判官及び松川春佳裁判官から説明がなされた後、質疑応答の時間が設けられました。以下、概要をお伝えします。

1 遺産分割の説明と事件動向

まず、市民委員に分かりやすく、遺産分割とは何か、どのようなことをするのか、丁寧に説明がなされた上で、遺産分割事件の事件動向について報告がなされました。傾向としては、①1年以内で既済となる事件数が増加しており、また、②調停に代わる審判により終結する調停事件が増えているようです（平成26年は118件、既済全体の7.7%。平成27年は7月までで135件、既済全体の約16%）。

その後、当事者待合室で流される説明ビデオが上映され、遺産分割調停の進め方について理解が深められました。

2 遺産分割調停の手続進行について

遺産分割調停の手続進行について、東京家庭裁判所では3つの柱を大切にしているという話がありました。3つの柱というのは、①家事法の趣旨を踏まえた公正でわかりやすい手続進行、②遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデル、③法的枠組みについての分かりやすい説明のことです。以下、概要を説明します。

(1) 家事法の趣旨を踏まえた公正でわかりやすい手続進行

まず、定型書式を作成しホームページへの掲載も

行っているとのこと。また、当事者には、手続説明書面や遺産分割調停案内といった申立時の説明資料の配布を行っているとの説明がありました。

次に、手続の説明や議論した内容、次回までの課題等について、当事者間で共通の認識を持ち、また、公正に手続が進められているという実感を得てもらうために、各期日の開始及び終了時に、双方立会の中での手続説明を行っているという報告がありました。なお、この運用は硬直的には行っておらず、必要に応じ柔軟に対応しているとのことでした。

(2) 遺産分割の法的枠組みを踏まえた段階的進行モデル

段階的進行モデルについては、遺産分割の法的枠組みを踏まえ、①相続人の範囲の確定→②遺産の範囲の確定→③遺産の評価→④各相続人の取得額→⑤遺産の分割方法、という段階毎に、各段階における合意を調書化する等して着実に歩を進めていく段階的進行モデルを採用していること、当該モデルの理解を深めるためラミネート加工したA3版のチャート図を各調停室に備え置いて活用してもらっていること、もっとも、事案に即した進行を行う必要もあることから、硬直的な運用はしない考えであること、といった報告がなされました。

(3) 法的枠組みについての分かりやすい説明

引き続き、遺産分割をめぐる法的枠組みについて、当事者に分かりやすく説明する必要があるとされ、争いとなることが多い、①遺産の範囲（特に、全相続人が合意しなければ遺産の範囲に含まれない預貯金や使途不明金ですとか、全相続人が合意しなければ調停で扱うことができない相続人の債務や葬儀費用については、当事者の理解を得にくいことから、

イメージ図等を準備して法的枠組みの理解に努めているようです)、②特別受益、③寄与分(特別受益や寄与分については、主張整理表及びその記入例も用意しているとのこと)について、説明資料やQ&A等を用意しているとの紹介がなされました。

また、遺産分割の方法についても、遺産分割方法ツールを用意し、審判手続で選択される4つの方法(①現物分割、②代償分割、③換価分割、④共有分割)について理解を得よう努めているという話がありました。

3 審判について

最後に、審判について紹介がなされ、特に、①平成25年1月から施行された家事事件手続法を受けて調停に代わる審判が活用されるようになったこと、②当事者の一部が不出頭であるとか遺産分割調停に非協力である事案等において大きな効果を上げていること、③調停に代わる審判に対しては当事者は2週間以内に異議を述べられるが、異議率は極めて低いこと、との報告がなされました。

4 質疑応答

(→以下は家庭裁判所の回答)

●段階的進行モデルや法的枠組みの分かりやすい説明は、遺産分割の手続及び内容に関する当事者の理解を促進する上で有益な効果を発揮していると考えますが、代理人が付いていない本人事案においては特別受益に関する事実調査について裁判所の後見的関与も必要ではないか。

→検討する。

●特別受益に関するQ&Aについて、「結納金や挙式費用は、特別受益に当たりません。」と明記されているが、家族というものが大きく変動している

現在において少々ミスリーディングではないか。

→分かりやすさを追及すると細かい点がフォローしにくいという事情がある。検討させて頂きたい。

●周りには相続でもめている方が少なくない。昔のように皆で仲良くという時代ではない。戸籍はつながっているが30年とか全く行き来がないようなケースにおいて、法律だから相続分はこれこれという法的枠組みだけで妥当な解決ができるものなのか。

→協議において縁遠い方が相続しないという解決がなされることはあるが、審判になった場合には異なる扱いは困難である(なお、この点について家事調停委員である裁判所委員から、被相続人に対する世話を長年してきた事実等を丁寧に説明をして、妥当な合意を形成した調停事案の紹介があった)。

今回は、平成28年3月17日となりました。テーマは、東京家庭裁判所庁舎の改修工事について現場案内と庁舎案内表示等に関する意見交換を行います。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**